

様式第 8 号

指令第 5 4 号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 帯広市西 2 4 条北 4 丁目 5 番地の 4  
氏 名 株式会社北海道エコシス  
代表取締役 鍛 治 彰 男

令和 6 年 3 月 1 2 日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

|                       |                   |                                         |
|-----------------------|-------------------|-----------------------------------------|
| 事業の範囲                 | 収集・運搬・中間処理・最終処分の別 | 収集・運搬                                   |
|                       | 取り扱う一般廃棄物の種類      | 浄化槽汚泥<br>一般廃棄物（事業系ごみ）<br>一般廃棄物（家庭系ごみ）   |
| 営 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称 |                   | 帯広市西 2 4 条北 4 丁目 5 番地の 4<br>株式会社北海道エコシス |
| 許 可 期 間               |                   | 令和 6 年 4 月 1 日から<br>令和 8 年 3 月 3 1 日まで  |
| 一般廃棄物の収集を行うことができる区域   |                   | 清水町全域                                   |
| 許 可 条 件               | 収集した廃棄物の搬入場所      | 清水町が指定する場所                              |
|                       | そ の 他             | 関係法令及び条例、規則、指示を遵守すること                   |

令和 6 年 3 月 1 4 日

清水町長 阿 部 一 男

